

VI 環境保全のための共通基盤的施策の推進

環境影響評価の推進

● 環境影響評価の現況

平成12年度中に指導・審査を行った実績は、5件である。また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、合計で230件、1年平均約9件で、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成12年度までの審査終了件数が149件と、全体の65%を占めている。

普及啓発の推進

● 環境月間行事の実施状況

平成12年度は、環境庁の主旨による「循環社会 捨てずに生かす 新時代」を統一テーマに、本県においても各種の行事が実施された。

また、県下の市町村や事業者において、環境保全に関する各種会合や施設公開、広報活動等が実施された。

環境月間行事実施状況(平成12年度 県主催行事)

行事名	概要	参加(対象)者	期日
自然公園内美化キャンペーン	くじゅうの山開きの参加者等にごみ袋を配布し、自然公園内美化を呼びかけた。	県・町職員	月間中
主要企業公害防止巡回指導	公害防止協定締結企業等を巡回し、公害防止組織・施設の管理運営状況を点検・指導した。	県下各企業	月間中
アイドリング・ストップ運動	車を使用する際の不必要なアイドリングの防止をラジオ等で呼びかけた。	一般県民	月間中
交通環境調査	県下主要交差点で大気環境濃度、騒音等を測定した。	県・市職員	月間中
衛生環境研究センターの一般公開	施設を一般公開し、業務の紹介や啓発パネルの展示、小学生を対象とした水質測定等の体験学習を行った。	一般県民	月間中
廃棄物・浄化槽パトロールの実施	廃棄物の不法投棄の防止や浄化槽の維持管理状況の徹底を図るため、県内各所のパトロールを行った。	県・市町村職員	月間中
産廃処理施設調査	産廃処理施設の維持管理状況について立入調査を行った。	県内処理施設	月間中
環境保全キャンペーン	広報車で廃棄物の適正処理等を呼びかけるとともに、「一日環境衛生監視員」がチラシや水切り袋等を配布した。	一般県民	6月22日
おおの食の里づくり	営業施設に対し、食品廃棄物の減量及び適正処理に対し、助言・指導を行った。	県内各施設	月間中
生活排水対策のすすめ	浄化槽の適正な維持管理の指導や住民に対する水質汚濁意識の啓発に努めた。	一般県民	月間中

環境情報の整備と提供

県が開設しているホームページに「大分県の環境」の枠を設け、大分県の環境についての現状や条例及び計画や施策などの各種の情報提供を行っている。

● 大分県のホームページ ●
<http://www.pref.oita.jp/>
 ● 大分県の環境 ●
<http://www.pref.oita.jp/13000/13000a/index.htm>

調査研究、監視・観測等の推進

● 環境保全に関する試験検査の実施状況

衛生環境研究センターにおいて、各種環境保全に関する試験研究を実施した。また、平成12年度大気汚染等に関する調査分析件数は、1,521件、水質汚濁に関する調査分析件数は、2,842件、ダイオキシン類に関する調査分析件数は、103件であった。

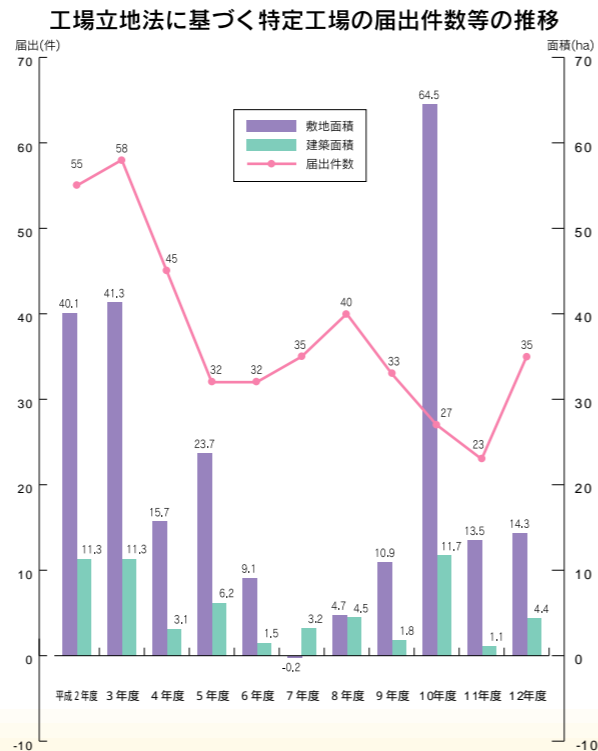
規制的手法の活用

● 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種の作業を「特定作業」と定め、この特定作業を行う工場等を「特定工場等」とし、その新增設や施設の変更に際し、排煙や排水の規制を行っている。本条例の規制基準は、はい煙、排水等について定めており、量規制方法を導入している。平成13年12月末までの特定工場等の届出の総数は、167事業所となっている。

● 工場立地対策

工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき「工場立地に関する準則」により、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められている。特に、敷地面積9,000㎡または建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設をしようとする者に対しては、県知事あてに事前の届出が義務づけられており、県は、この届出の審査を通じて「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場新設・増設が適正に行われるよう努めている。



● 警察の公害事犯の取締り

平成12年中に警察が検挙した環境事犯は、廃棄物処理法に関する事犯7件で検挙人数は22人であった。

公害事犯法令別検挙状況

法令別	8年		9年		10年		11年		12年	
	検挙人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
廃棄物処理法	3	3	15	16	9	11	10	16	7	22
森林法							1	1		
合計	3	3	15	16	9	11	11	17	7	22

公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と承認を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成12年度末現在、全国34地域において計画が策定されている。

本県では、大分地域(大分市のみ)について、現在第6次計画(平成10年2月承認)を策定し、各種の公害防止施策を推進している。

大分地域公害防止計画の策定状況

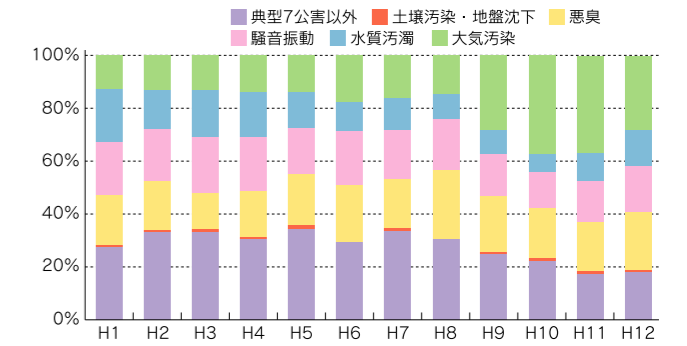
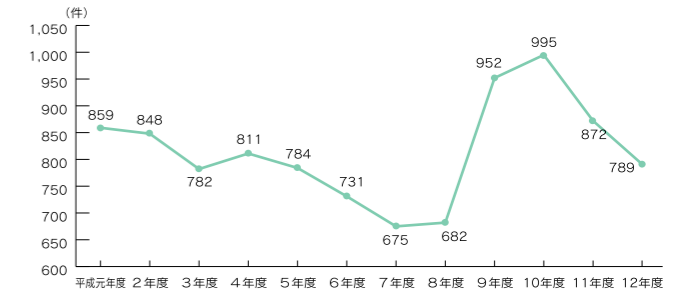
計画次	策定指示	計画承認	計画期間	地域の範囲
1次	昭和46年 9月17日	昭和47年 12月19日	昭和47年度 ～51年度	大分市及び 佐賀関町
2次	昭和52年 6月28日	昭和53年 3月17日	昭和52年度 ～56年度	大分市及び 佐賀関町
3次	昭和57年 9月3日	昭和58年 3月15日	昭和57年度 ～61年度	大分市及び 佐賀関町
4次	昭和62年 10月6日	昭和63年 3月14日	昭和62年度 ～平成3年度	大分市
5次	平成4年 9月8日	平成5年 3月11日	平成4年度 ～8年度	大分市
6次	平成9年 9月30日	平成10年 2月26日	平成9年度 ～13年度	大分市

公害紛争等の適正処理

● 公害苦情の現況

平成12年度に県及び市町村が新たに直接受理した公害に関する苦情件数は、789件で、前年度に比べ83件減少した。主な苦情の原因は、大気汚染216件(27.4%)、悪臭174件(22.1%)、騒音128件(16.2%)、水質汚濁100件(12.7%)等の典型7公害に含まれるものが631件(80%)で、それ以外のものは158件(20%)である。

公害苦情件数の推移



● 公害苦情の処理状況

平成12年度に処理すべき苦情は、新規直接処理789件に前年度からの繰り越し12件を加えた801件で、このうち772件(96.4%)が受理機関において解決されており、翌年度への繰越件数は12件、その他17件となっている。

● 公害紛争の処理

公害苦情の中には、苦情申立人が発生源に対して損害賠償を求めて争うというような公害紛争に発展するケースもみられる。

公害紛争処理法は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、県は、公害審査会を設置(昭和45年11月)し、あつせん、調停、仲裁により紛争の処理を行う。設置以来、2件の事案を処理している。

経済的措置の活用

● 大分県環境保全対策資金融資制度

県独自の「大分県環境保全対策資金」の融資制度があるほか、政府系金融機関及び各市単独の制度がある。

大分県環境保全対策資金融資実績

年度	7	8	9	10	11	12
件数	0	1	0	0	1	2
金額	0	20,000	0	0	30,000	65,000

(単位: 千円)